

北海道医療計画西胆振地域推進方針新旧対照表

新 (H30西胆振地域推進方針)	旧 (H25西胆振地域推進方針)	理由
第7節 災害医療体制 1 現 状 ○ 道では、災害時における医療体制の確保及び搬送体制の整備を図ることを目的に、平成8年度以降、災害拠点病院*1を指定してきており、これまで基幹災害拠点病院を1カ所、地域災害拠点病院を33カ所指定（平成29年1月現在）し、すべての第二次医療圏で災害医療を担う拠点病院を確保しています。 ○ 西胆振では有珠山が過去（昭和52年、平成12年）に大噴火を起こし、再噴火の可能性も高いほか、暴風雪による大規模停電などの地域災害が発生しており、管内では日鋼記念病院、市立室蘭総合病院、総合病院伊達赤十字病院及び製鉄記念室蘭病院が災害拠点病院に指定されています。 ○ さらに、平成28年7月25日現在 当圏域の日鋼記念病院、市立室蘭総合病院、伊達赤十字総合病院、製鉄記念室蘭病院と東胆振の王子総合病院、苫小牧市立総合病院及び北檜山の八雲町立総合病院の7つの各災害拠点病院間で、「災害時等における相互支援に関する協定」が締結されています。 ○ 災害時に医療機関の状況を把握するための手段である広域災害・救急医療情報システム（EMIS*2）については、管内全ての病院及び有床診療所が登録されており、これを活用した訓練等迅速な情報共有意識の醸成に取り組んでいます。 「北海道地域防災計画」の「医療救護計画」の主な内容 ○医療救護活動の実施 1 北海道の役割 ・救護所の設置 ・北海道救急医療・広域災害情報システムによる情報収集 ・救護班、災害派遣医療チーム（DMAT*3）の派遣要請 ・災害派遣精神医療チーム（DPAT*4）の派遣要請 2 市町村の役割 ・救護班の編成 ・保健師等による保健指導及び栄養指導 3 災害拠点病院 ・救護班、DMATの派遣 ・医療救護活動 ・被災患者収容 ・医薬品・医療材料等の貸出 4 協力機関の役割 ・救護班の派遣 ・医療救護活動 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所、独立行政法人労働者健康福祉機構、日本赤十字社北海道支部、その他公的医療機関の開設者、北海道医師会、北海道歯科医師会、北海道薬剤師会、北海道看護協会 ○輸送体制の確保 ・救護班及びDMATの移動手段や重症患者等の搬送について必要に応じ、ヘリコプター輸送（北海道防災航空室・自衛隊等）を確保 ○医薬品等の確保 ・北海道・・・救護所や避難所等への災害時備蓄医薬品等の供給 ・災害拠点病院・・・水、食料、医薬品、医療資機材等の備蓄 ○広域的な医療活動の調整 ・北海道・・・必要に応じ、国や他都府県へ医療救護活動の応援要請及び受入調整 *1 災害拠点病院：災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能や広域搬送への対応機能や医療救護班の派遣機能などを有し、災害時に必要な医療支援を行うための拠点施設のこと。第二次医療圏ごとに整備される「地域災害拠点病院」と、さらにそれらの機能を強化し、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院（各都道府県に1カ所）に分けられる。 *2 EMIS：Emergency Medical Information Systemの略 *3 DMAT：Disaster Medical Assistance Teamの略、大地震及び航空機・列車事故といった災害時に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。 *4 DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Teamの略、都道府県と政令指定都市が、被災地に継続して派遣する災害派遣精神医療チーム	第7節 災害医療体制 1 現 状 ○ 災害には、地震をはじめ台風や集中豪雨、火山噴火や竜巻などの自然災害の他に、テロ、鉄道事故といった人為災害を含め様々な種類があり、又同じ種類の災害であっても、発生場所、発生時刻や時季等によって被災・被害の程度は大きく異なります。 ○ このような様々な災害発生に備え「北海道地域防災計画」の「医療救護計画」において道・市町村・医療機関等が取り組む医療救護活動を定めています。 ○ 道では、災害時における医療体制の確保及び搬送体制の整備を図ることを目的に、平成8年度以降、災害拠点病院*1を指定してきており、これまで基幹災害拠点病院を1カ所、地域災害拠点病院を32カ所指定（平成25年1月現在）し、すべての第二次医療圏で災害医療を担う拠点病院を確保しています。 ○ 有珠山が過去（昭和52年、平成12年）に大噴火を起こし、再噴火の可能性も高いほか、暴風雪による大規模停電など地域災害が発生した西胆振では、災害拠点病院として日鋼記念病院、市立室蘭総合病院、総合病院伊達赤十字病院ほかが指定されている、製鉄記念室蘭病院が指定に向けた整備を進めています。 さらに、当圏域の日鋼記念病院、市立室蘭総合病院と東胆振の災害拠点病院の一つである王子総合病院との3病院間で、「災害時等における相互支援に関する協定」が締結されています。 「北海道地域防災計画」の「医療救護計画」の主な内容 ○医療救護活動の実施 1 北海道の役割 ・救護所の設置 ・北海道救急医療・広域災害情報システムによる情報収集 ・救護班、災害派遣医療チーム（DMAT*2）の派遣要請 2 市町村の役割 ・救護班の編成 ・保健師等による保健指導及び栄養指導 3 災害拠点病院 ・救護班、DMATの派遣 ・医療救護活動 ・被災患者収容 ・医薬品・医療材料等の貸出 4 協力機関の役割 ・救護班の派遣 ・医療救護活動 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所、独立行政法人労働者健康福祉機構、日本赤十字社北海道支部、その他公的医療機関の開設者、北海道医師会、北海道歯科医師会、北海道薬剤師会、北海道看護協会 ○輸送体制の確保 ・救護班及びDMATの移動手段や重症患者等の搬送について必要に応じ、ヘリコプター輸送（北海道防災航空室・自衛隊等）を確保 ○医薬品等の確保 ・北海道・・・救護所や避難所等への災害時備蓄医薬品等の供給 ・災害拠点病院・・・水、食料、医薬品、医療資機材等の備蓄 ○広域的な医療活動の調整 ・北海道・・・必要に応じ、国や他都府県へ医療救護活動の応援要請及び受入調整 *1 災害拠点病院：災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能や広域搬送への対応機能や医療救護班の派遣機能などを有し、災害時に必要な医療支援を行うための拠点施設のこと。第二次医療圏ごとに整備される「地域災害拠点病院」と、さらにそれらの機能を強化し、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院（各都道府県に1カ所）に分けられる。 *2 DMAT：Disaster Medical Assistance Teamの略、大地震及び航空機・列車事故といった災害時に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。	● 直近の数値に修正 ● 文言一部修正 ● 災害時の相互支援協定医療機関（災害拠点病院）の追加による改めでの 協定締結 ● EMISを活用した訓練の意識醸成を記載 ● コメント追加（災害派遣精神医療チーム等）

新 (H30西胆振地域推進方針)	旧 (H25西胆振地域推進方針)	理由																																																									
2 課 題 (災害医療の連携体制の構築や災害医療体制の充実強化) ○ 災害時における医療については、災害の種類や規模に応じて医療資源を有効に活用する必要があるとともに、平時から、災害対策に資する関係機関等の連携体制の充実を図る必要があります。 ○ また、高齢化の進行とともに、高齢者等の災害弱者の割合が増加することが見込まれ、救護所や避難所における健康管理を中心とした活動が重要となります。 (災害拠点病院の強化) ○ 様々な災害発生に備え災害拠点病院では、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による情報発信、食料、飲料水等の備蓄、DMAT等の医療チームを受け入れる体制等が必要です。 3 必要な医療機能 ○ 災害急性期（発災後48時間以内）において必要な医療体制を確保するとともに、急性期を脱した後も、避難所等での健康保持体制を確保するためには、日本赤十字社や医師会（JMAT*1等）などの協力機関との連携を図ることが必要です。 (災害拠点病院の体制確保) ○ 災害拠点病院においては、高度の診療機能、傷病者の受け入れ、広域搬送への対応機能及び応急資機材の貸出機能等を発揮できるよう、地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体との共同訓練の実施等、平時からの備えを行っておくことが必要です。 4 数値目標等 <table><tr><th>指標名(単位)</th><th>北海道 現状値</th><th>北海道 目標値 (H35)</th><th>目標値の考え方</th><th>西胆振 現状値</th><th>西胆振 目標値</th><th>現状値の出典(年次)</th></tr><tr><td>災害拠点病院における耐震化整備率(%)</td><td>97.1</td><td>100.0</td><td>現状より増加</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td>北海道保健福祉部調べ (平成30年3月現在)</td></tr><tr><td>災害拠点病院における業務継続計画(BCP)策定率(%)</td><td>41.2</td><td>100.0</td><td>全災害拠点病院での策定</td><td>75.0</td><td>100.0</td><td></td></tr></table> 5 数値目標等を達成するために必要な施策 ○ 西胆振の医療資源に即した災害時に必要な災害医療体制の確保に努めます。 (災害医療の連携体制の構築や災害医療体制の充実強化) ○ 平時から、災害拠点病院、救急告示病院、自治体や関係団体等における連携強化を図ります。 ○ 西胆振の4つの災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等の高度の診療機能を確保し、被災地からの患者の受け入れや広域搬送に係る対応を行い、医薬品・医療材料等を供給するとともに、応急用資機材の貸出等により地域の医療機関を支援します。 ○ 西胆振スワネット（地域医療介護情報ネットワークシステム）の活用により、病院・診療所・薬局等間での患者情報の共有を図り、災害時患者の安心安全に努めます。	指標名(単位)	北海道 現状値	北海道 目標値 (H35)	目標値の考え方	西胆振 現状値	西胆振 目標値	現状値の出典(年次)	災害拠点病院における耐震化整備率(%)	97.1	100.0	現状より増加	100.0	100.0	北海道保健福祉部調べ (平成30年3月現在)	災害拠点病院における業務継続計画(BCP)策定率(%)	41.2	100.0	全災害拠点病院での策定	75.0	100.0		2 課 題 (災害医療の連携体制の構築や災害医療体制の充実強化) ○ 災害時における医療については、災害の種類や規模に応じて医療資源を有効に活用する必要があるとともに、平時から、災害対策に資する関係機関等の連携体制の充実を図る必要があります。 ○ また、高齢化の進行とともに、高齢者等の災害弱者の割合が増加することが見込まれ、救護所や避難所における健康管理を中心とした活動が重要となります。 (災害拠点病院の強化) ○ 様々な災害発生に備え災害拠点病院では、広域災害・救急医療情報システム（EMIS*1）による情報発信、食料、飲料水等の備蓄、DMAT等の医療チームを受け入れる体制等が必要です。 3 必要な医療機能 災害急性期（発災後48時間以内）において必要な医療体制を確保するとともに、急性期を脱した後も、避難所等での健康保持体制を確保するためには、日本赤十字社や医師会（JMAT*1等）などの協力機関との連携を図ることが必要です。 (災害拠点病院の体制確保) 災害拠点病院においては、高度の診療機能、傷病者の受け入れ、広域搬送への対応機能及び応急資機材の貸出機能等が必要です。 4 数値目標等 <table><tr><th>指標名(単位)</th><th>北海道 現状値</th><th>北海道 目標値</th><th>西胆振 現状値</th><th>西胆振 目標値</th><th>現状値の出典</th></tr><tr><td>災害拠点病院整備第二次医療圏数(医療圏)</td><td>21</td><td>21</td><td>1</td><td>1</td><td>北海道保健福祉部調べ (平成25年1月現在)</td></tr><tr><td>北海道DMAT指定医療機関整備第二次医療圏数(医療圏)</td><td>8</td><td>21</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>災害拠点病院における防災マニュアル整備率(%)</td><td>87.9</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td></td></tr><tr><td>災害拠点病院における耐震化整備率(%)</td><td>72.2</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td></td></tr><tr><td>病院におけるEMIS登録率(%)</td><td>43.1</td><td>100.0</td><td>38.1</td><td>100.0</td><td></td></tr></table> 5 数値目標等を達成するために必要な施策 地域の医療資源に即した災害時に必要な災害医療体制の確保に努めます。 (災害医療の連携体制の構築や災害医療体制の充実強化) ○ 平時から、災害拠点病院、救急告示病院、自治体や関係団体等における連携強化を図ります。 ○ 災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等の高度の診療機能を確保し、被災地からの患者の受け入れや広域搬送に係る対応を行い、医薬品・医療材料等を供給するとともに、応急用資機材の貸出等により地域の医療機関を支援します。	指標名(単位)	北海道 現状値	北海道 目標値	西胆振 現状値	西胆振 目標値	現状値の出典	災害拠点病院整備第二次医療圏数(医療圏)	21	21	1	1	北海道保健福祉部調べ (平成25年1月現在)	北海道DMAT指定医療機関整備第二次医療圏数(医療圏)	8	21	1	1		災害拠点病院における防災マニュアル整備率(%)	87.9	100.0	100.0	100.0		災害拠点病院における耐震化整備率(%)	72.2	100.0	100.0	100.0		病院におけるEMIS登録率(%)	43.1	100.0	38.1	100.0		● 文言一部修正 ● 文言一部修正 ● 道計画の目標数値等に合わせて修正 ● 西胆振スワネットの活用を記載
指標名(単位)	北海道 現状値	北海道 目標値 (H35)	目標値の考え方	西胆振 現状値	西胆振 目標値	現状値の出典(年次)																																																					
災害拠点病院における耐震化整備率(%)	97.1	100.0	現状より増加	100.0	100.0	北海道保健福祉部調べ (平成30年3月現在)																																																					
災害拠点病院における業務継続計画(BCP)策定率(%)	41.2	100.0	全災害拠点病院での策定	75.0	100.0																																																						
指標名(単位)	北海道 現状値	北海道 目標値	西胆振 現状値	西胆振 目標値	現状値の出典																																																						
災害拠点病院整備第二次医療圏数(医療圏)	21	21	1	1	北海道保健福祉部調べ (平成25年1月現在)																																																						
北海道DMAT指定医療機関整備第二次医療圏数(医療圏)	8	21	1	1																																																							
災害拠点病院における防災マニュアル整備率(%)	87.9	100.0	100.0	100.0																																																							
災害拠点病院における耐震化整備率(%)	72.2	100.0	100.0	100.0																																																							
病院におけるEMIS登録率(%)	43.1	100.0	38.1	100.0																																																							

*1 JMAT：Japan Medical Association Teamの略。主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援を行う日本医師会災害医療チーム。

*1 JMAT：Japan Medical Association Teamの略。主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援を行う日本医師会災害医療チーム。

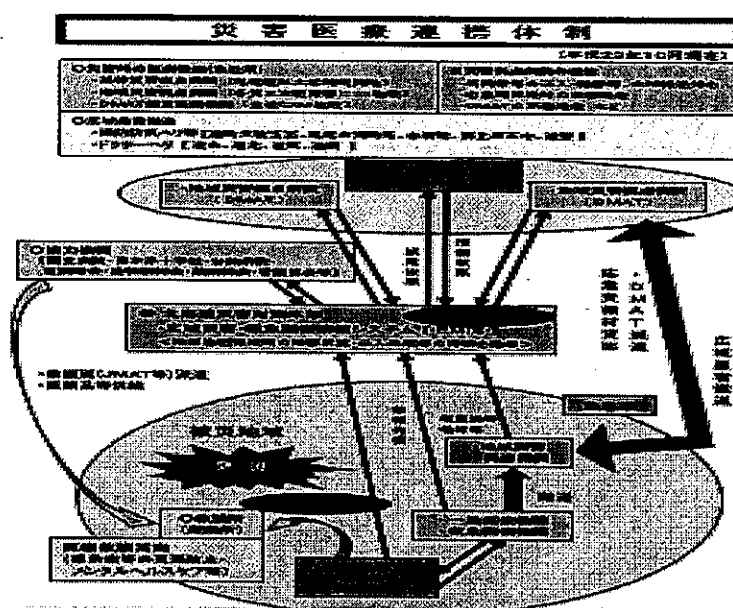
新 (H30西胆振地域推進方針)	旧 (H25西胆振地域推進方針)	理由																																																					
○ 西胆振の4つのDMAT指定医療機関（災害拠点病院）があり、道の要請に基づきDMATを災害急性期において被災地に派遣し、「患者を近隣・広域へ搬送する際における必要な観察・処置」、「被災地内の病院における診療支援」、「被災地におけるトリアージ*1や救命処置」等の医療救護活動を行います。 ○ 道や市町は、被災者のニーズ等に的確に対応したメンタルヘルスクアを含む健康管理を行うため、保健師、栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施します。 ○ 災害発生時に被災地に必要とされる医療を迅速かつ的確に提供するため、医療ニーズの把握、分析や様々な医療チームの派遣調整を行う「全道及び地域災害医療コーディネーター」が平成29年4月から設置されたことから、その機能が十分発揮出来る体制整備を図ります。 災害医療コーディネーター 全道コーディネーター：1（地域兼務） 地域コーディネーター：3 （災害拠点病院の強化） ○ 各災害拠点病院における定期的な訓練や各種研修等への受講を促し、体制の強化に努めます。 ○ 業務継続計画（BCP）の策定未整備の災害拠点病院における策定を促進すると共に、BCPを踏まえた災害訓練に努めます。 （広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用） ○ 災害時におけるEMISの円滑な運用が重要であることから、各病院における定期的な入力訓練の実施を促進します。 6 医療機関等の具体的名称 災害拠点病院（指定） 医療機関公表基準 災害時における医療の確保及び搬送体制の整備を図るため、北海道知事が災害拠点病院として指定した病院 【基幹災害拠点病院】 <table><tr><th>圏域</th><th>指定病院名</th><th>指定年月日</th></tr><tr><td>全道域</td><td>札幌医科大学附属病院</td><td>平成9年1月7日</td></tr></table> 【地域災害拠点病院】 <table><tr><th>第三次医療圏</th><th>第二次医療圏</th><th>指定病院名</th><th>指定年月日</th></tr><tr><td rowspan="4">道央</td><td rowspan="4">西胆振</td><td>日鋼記念病院</td><td>平成9年1月7日</td></tr><tr><td>市立室蘭総合病院</td><td>平成20年2月21日</td></tr><tr><td>総合病院伊達赤十字病院</td><td>平成23年11月1日</td></tr><tr><td>製鉄記念室蘭病院</td><td>平成28年4月1日</td></tr></table> 災害時等における相互支援に関する協定 <table><tr><th>圏域</th><th>病院名</th><th>協定期間</th></tr><tr><td rowspan="4">西胆振</td><td>日鋼記念病院</td><td rowspan="4">平成28年7月25日</td></tr><tr><td>市立室蘭総合病院</td></tr><tr><td>総合病院伊達赤十字病院</td></tr><tr><td>製鉄記念室蘭病院</td></tr><tr><td>東胆振</td><td>王子総合病院</td><td rowspan="2">平成28年7月25日</td></tr><tr><td>苫小牧市立総合病院</td></tr><tr><td>北檜山</td><td>八雲町立総合病院</td><td></td></tr></table> *1 トリアージ：傷病者に対する応急処置や傷病者の状態に応じた治療等の優先度、緊急度の選別。	圏域	指定病院名	指定年月日	全道域	札幌医科大学附属病院	平成9年1月7日	第三次医療圏	第二次医療圏	指定病院名	指定年月日	道央	西胆振	日鋼記念病院	平成9年1月7日	市立室蘭総合病院	平成20年2月21日	総合病院伊達赤十字病院	平成23年11月1日	製鉄記念室蘭病院	平成28年4月1日	圏域	病院名	協定期間	西胆振	日鋼記念病院	平成28年7月25日	市立室蘭総合病院	総合病院伊達赤十字病院	製鉄記念室蘭病院	東胆振	王子総合病院	平成28年7月25日	苫小牧市立総合病院	北檜山	八雲町立総合病院		○ 北海道DMAT指定医療機関は、道の要請に基づきDMATを災害急性期において被災地に派遣し、「患者を近隣・広域へ搬送する際における必要な観察・処置」、「被災地内の病院における診療支援」、「被災地内におけるトリアージ*1や救命処置」等の医療救護活動を行います。 ○ 道や市町は、被災者のニーズ等に的確に対応したメンタルヘルスクアを含む健康管理を行うため、保健師、栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施します。 （災害拠点病院の強化） ○ 各災害拠点病院における定期的な訓練や各種研修等への受講を促し、体制の強化に努めます。 （EMISの整備） ○ 災害時に医療機関の状況を把握する手段である、EMISの整備を進めるとともに、災害時における円滑な運用ができるよう努めます。 6 医療機関等の具体的名称 災害拠点病院（指定） 医療機関公表基準 災害時における医療の確保及び搬送体制の整備を図るため、北海道知事が災害拠点病院として指定した病院 【基幹災害拠点病院】 <table><tr><th>圏域</th><th>指定病院名</th><th>指定年月日</th></tr><tr><td>全道域</td><td>札幌医科大学附属病院</td><td>平成9年1月7日</td></tr></table> 【地域災害拠点病院】 <table><tr><th>第三次医療圏</th><th>第二次医療圏</th><th>指定病院名</th><th>指定年月日</th></tr><tr><td rowspan="4">道央</td><td rowspan="4">西胆振</td><td>日鋼記念病院</td><td>平成9年1月7日</td></tr><tr><td>市立室蘭総合病院</td><td>平成20年2月21日</td></tr><tr><td>総合病院伊達赤十字病院</td><td>平成23年11月1日</td></tr></table>	圏域	指定病院名	指定年月日	全道域	札幌医科大学附属病院	平成9年1月7日	第三次医療圏	第二次医療圏	指定病院名	指定年月日	道央	西胆振	日鋼記念病院	平成9年1月7日	市立室蘭総合病院	平成20年2月21日	総合病院伊達赤十字病院	平成23年11月1日
圏域	指定病院名	指定年月日																																																					
全道域	札幌医科大学附属病院	平成9年1月7日																																																					
第三次医療圏	第二次医療圏	指定病院名	指定年月日																																																				
道央	西胆振	日鋼記念病院	平成9年1月7日																																																				
		市立室蘭総合病院	平成20年2月21日																																																				
		総合病院伊達赤十字病院	平成23年11月1日																																																				
		製鉄記念室蘭病院	平成28年4月1日																																																				
圏域	病院名	協定期間																																																					
西胆振	日鋼記念病院	平成28年7月25日																																																					
	市立室蘭総合病院																																																						
	総合病院伊達赤十字病院																																																						
	製鉄記念室蘭病院																																																						
東胆振	王子総合病院	平成28年7月25日																																																					
苫小牧市立総合病院																																																							
北檜山	八雲町立総合病院																																																						
圏域	指定病院名	指定年月日																																																					
全道域	札幌医科大学附属病院	平成9年1月7日																																																					
第三次医療圏	第二次医療圏	指定病院名	指定年月日																																																				
道央	西胆振	日鋼記念病院	平成9年1月7日																																																				
		市立室蘭総合病院	平成20年2月21日																																																				
		総合病院伊達赤十字病院	平成23年11月1日																																																				

災害時等における相互支援に関する協定

病院名	協定期間
日鋼記念病院	平成23年10月
市立室蘭総合病院	
王子総合病院（東胆振圏域）	平成24年3月

*1 トリアージ：傷病者に対する応急処置や傷病者の状態に応じた治療等の優先度、緊急度の選別。

 ● 平成29年4月に災害医療コーディネーターの知事委嘱により設置されたので追加 ● 災害拠点病院の指定要件の一部が改正され、BCPの策定が義務づけられたため。 ● 文言修正 |

新 (H30西胆振地域推進方針)	旧 (H25西胆振地域推進方針)	理由																																								
北海道DMAT（指定） 災害時に迅速に駆けつけ、救急医療活動を行うために専門的な訓練を受けた北海道DMATとして北海道知事が指定した病院 <table><tr><th>第三次医療圏</th><th>第二次医療圏</th><th>指定病院名</th><th>指定年月日</th></tr><tr><td>道央</td><td>西胆振</td><td>日鋼記念病院</td><td>平成19年9月12日</td></tr><tr><td></td><td></td><td>市立室蘭総合病院</td><td>平成22年5月20日</td></tr><tr><td></td><td></td><td>社会医療法人製鉄記念室蘭病院</td><td>平成25年3月18日</td></tr><tr><td></td><td></td><td>総合病院伊達赤十字病院</td><td>平成26年3月26日</td></tr></table> 医療機関公表基準 7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割 ○ 災害発生後には、地元歯科医師会を中心として、病院歯科、歯科衛生士会、歯科技工士会等が連携し、歯科救護所の開設・運営、もしくは避難所や仮設住宅への巡回歯科診療、巡回口腔ケア等を実施し、義歯紛失等による摂食嚥下（せつしょくえんげ）障害、咀嚼（そしゃく）障害を有する被災者への歯科医療提供や、高齢者の口腔機能の低下による誤嚥性肺炎の予防に努めます。 ○ 口腔内所見による災害犠牲者身元確認作業及び身元確認の有力な手掛かりとなるカルテ等診療情報の提供等の支援に努めます。 8 薬局の役割 ○ 災害発生時の医療救護活動においては、医療救護チームの医師が被災者の治療等を行う上で、薬の選択や調剤、服薬指導を行う薬剤師が不可欠であることから、薬局の薬剤師を派遣するため、地元薬剤師会の協力を得て、派遣体制の整備を進めます。 ○ また、災害時には、救護所等において、医薬品や衛生材料等の需給状況の把握や支援医薬品の仕分け・管理などが適切に実施できる体制づくりを進めます。 9 訪問看護ステーションの役割 ○ 訪問看護ステーション利用者は、災害時における高齢者や障がい者等の要配慮者が多いため、各利用者ごとの災害時支援計画を作成し、関係機関との役割分担を決めるなど平時からの対策を進めます。 	第三次医療圏	第二次医療圏	指定病院名	指定年月日	道央	西胆振	日鋼記念病院	平成19年9月12日			市立室蘭総合病院	平成22年5月20日			社会医療法人製鉄記念室蘭病院	平成25年3月18日			総合病院伊達赤十字病院	平成26年3月26日	北海道DMAT（指定） 災害時に迅速に駆けつけ、救急医療活動を行うために専門的な訓練を受けた北海道DMATとして北海道知事が指定した病院 医療機関公表基準 <table><tr><th>第三次医療圏</th><th>第二次医療圏</th><th>指定病院名</th><th>指定年月日</th></tr><tr><td>道央</td><td>西胆振</td><td>日鋼記念病院</td><td>平成19年9月12日</td></tr><tr><td></td><td></td><td>市立室蘭総合病院</td><td>平成22年5月20日</td></tr><tr><td></td><td></td><td>社会医療法人製鉄記念室蘭病院</td><td>平成25年3月18日</td></tr><tr><td></td><td></td><td>総合病院伊達赤十字病院</td><td>(研修受講済)</td></tr></table> 7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割 ○ 災害発生後には、義歯紛失等による摂食嚥下障害、咀嚼障害を有する被災者への歯科医療提供や、高齢者の口腔機能の低下による誤嚥性肺炎予防のために、歯科医師会を中心として、病院歯科、歯科衛生士会、歯科技工士会等が連携し、歯科救護所の開設・運営、もしくは避難所や仮設住宅等への巡回歯科診療、巡回口腔ケア等の支援に努めます。 ○ 口腔内所見による災害犠牲者身元確認作業及び身元確認の有力な手掛かりとなるカルテ等診療情報の提供等の支援に努めます。 8 薬局の役割 ○ 災害発生時の医療救護活動においては、医療救護チームの医師が被災者の治療等を行う上で、薬の選択や調剤、服薬指導を行う薬剤師が不可欠であることから、薬局の薬剤師を派遣するため、薬剤師会の医療コーディネーターを中心とした協力を得て、派遣体制の整備を進めます。 ○ また、災害時には、救護所等において、医薬品や衛生材料等の需給状況の把握や支援医薬品の仕分け・管理などが適切に実施できる体制づくりを進めます。	第三次医療圏	第二次医療圏	指定病院名	指定年月日	道央	西胆振	日鋼記念病院	平成19年9月12日			市立室蘭総合病院	平成22年5月20日			社会医療法人製鉄記念室蘭病院	平成25年3月18日			総合病院伊達赤十字病院	(研修受講済)	● 文言修正 ● 文言一部修正 ● 訪問看護ステーションの役割追加による記載
第三次医療圏	第二次医療圏	指定病院名	指定年月日																																							
道央	西胆振	日鋼記念病院	平成19年9月12日																																							
		市立室蘭総合病院	平成22年5月20日																																							
		社会医療法人製鉄記念室蘭病院	平成25年3月18日																																							
		総合病院伊達赤十字病院	平成26年3月26日																																							
第三次医療圏	第二次医療圏	指定病院名	指定年月日																																							
道央	西胆振	日鋼記念病院	平成19年9月12日																																							
		市立室蘭総合病院	平成22年5月20日																																							
		社会医療法人製鉄記念室蘭病院	平成25年3月18日																																							
		総合病院伊達赤十字病院	(研修受講済)																																							

北海道医療計画西胆振地域推進方針新旧対照表

新 (H30西胆振地域推進方針)	旧 (H25西胆振地域推進方針)	理由																																																																											
第8節 へき地医療体制 1 現 状 ○ 西胆振における無医地区や無歯科医地区等については横ばい状況にあり、「北海道へき地保健医療計画」を基に、無医・無歯科医地区等における医療の確保を図るため、へき地医療拠点病院、へき地診療所等の充実に努めるとともに、各機関相互間の連携を図っています。 ○ 西胆振では、平成26年10月末現在、無医地区は2町4地区に643人が、無医地区に準ずる地区は3市町9地区に355人が居住しています。^{*1} ○ また、無歯科医地区は1町1地区に209人が、無歯科医地区に準ずる地区は4市町12地区に789人が居住しています。^{*1} 【無医地区等の定義】 〈無医地区〉 無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することの出来ない地区 〈無医地区に準ずる地区〉 無医地区に準ずる地区とは、無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区 ※「無歯科医地区」「無歯科医地区に準ずる地区」については、それぞれ「医療機関」を「歯科医療機関」に読み替える 【無医地区】 (平成26年10月末) <table> <tr> <th>区分</th><th>市町</th><th>地区</th></tr> <tr> <td>無医地区</td><td>豊浦町</td><td>大和</td></tr> <tr> <td></td><td>洞爺湖町</td><td>香川、成香、大原</td></tr> <tr> <td>無医地区に準ずる地区</td><td>伊達市</td><td>上野、円山、昭園、愛地</td></tr> <tr> <td></td><td>豊浦町</td><td>新山梨、新富、美和、山梨</td></tr> <tr> <td></td><td>壮瞥町</td><td>蟠溪</td></tr> </table> 【無歯科医地区】 (平成26年10月末) <table> <tr> <th>区分</th><th>市町</th><th>地区</th></tr> <tr> <td>無歯科医地区</td><td>豊浦町</td><td>大和</td></tr> <tr> <td>無歯科医地区に準ずる地区</td><td>伊達市</td><td>上野、昭園、愛地、円山</td></tr> <tr> <td></td><td>豊浦町</td><td>新山梨、新富、美和、山梨</td></tr> <tr> <td></td><td>壮瞥町</td><td>蟠溪</td></tr> <tr> <td></td><td>洞爺湖町</td><td>香川、成香、大原</td></tr> </table> ○ へき地診療所、過疎地域等特定診療所は、一定の区域内に医療機関がない地域における医療を確保することを目的として、道、市町村、公的医療機関等により設置・運営されており、西胆振地域では、へき地診療所として豊浦町国民健康保険病院附属礼文華診療所及び大岸診療所と社会医療法人慈恵会洞爺湖温泉診療所が、過疎地域等特定診療所として壮瞥歯科診療所と洞爺歯科診療所があります。 ^{*1} 無医地区等調査及び無歯科医地区等調査	区分	市町	地区	無医地区	豊浦町	大和		洞爺湖町	香川、成香、大原	無医地区に準ずる地区	伊達市	上野、円山、昭園、愛地		豊浦町	新山梨、新富、美和、山梨		壮瞥町	蟠溪	区分	市町	地区	無歯科医地区	豊浦町	大和	無歯科医地区に準ずる地区	伊達市	上野、昭園、愛地、円山		豊浦町	新山梨、新富、美和、山梨		壮瞥町	蟠溪		洞爺湖町	香川、成香、大原	第8節 へき地医療体制 1 現 状 ○ 本道における無医地区や無歯科医地区等については減少傾向にあるものの、なお全国一多い実態にあることから、道では平成18年度に「北海道へき地保健医療計画」を策定し、へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院、へき地診療所などの体制を整備し、各機関相互間の連携を図るとともに、医師の確保や支援体制の整備などに取り組んでいます。 ○ また、「第11次へき地保健医療計画策定指針」（平成22年5月20日医政発第0520第9号厚生労働省医政局長通知の別紙1）に基づき、道では本計画を見直し、平成23年5月に平成23年度から27年度までを計画期間とする「北海道へき地保健医療計画」を策定し、へき地医療対策に取り組んでいます。 ○ 西胆振では、平成21年10月末現在、無医地区は2町5地区に756人が、無医地区に準ずる地区は3市町8地区に373人が居住しています。^{*1} ○ また、無歯科医地区は2市町3地区に375人が、無歯科医地区に準ずる地区は4市町10地区に754人が居住しています。^{*1} 【無医地区等の定義】 〈無医地区〉 無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することの出来ない地区 〈無医地区に準ずる地区〉 無医地区に準ずる地区とは、無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区 ※「無歯科医地区」「無歯科医地区に準ずる地区」については、それぞれ「医療機関」を「歯科医療機関」に読み替える 【無医地区】 (平成21年10月末) <table> <tr> <th>区分</th><th>市町</th><th>地区</th></tr> <tr> <td>無医地区</td><td>豊浦町</td><td>山梨、大和</td></tr> <tr> <td></td><td>洞爺湖町</td><td>香川、成香、大原</td></tr> <tr> <td>無医地区に準ずる地区</td><td>伊達市</td><td>上野、円山、昭園、愛地</td></tr> <tr> <td></td><td>豊浦町</td><td>新山梨、新富、美和</td></tr> <tr> <td></td><td>壮瞥町</td><td>蟠溪</td></tr> </table> 【無歯科医地区】 (平成21年10月末) <table> <tr> <th>区分</th><th>市町</th><th>地区</th></tr> <tr> <td>無歯科医地区</td><td>伊達市</td><td>円山</td></tr> <tr> <td></td><td>豊浦町</td><td>山梨、大和</td></tr> <tr> <td>無歯科医地区に準ずる地区</td><td>伊達市</td><td>上野、昭園、愛地^{*2}</td></tr> <tr> <td></td><td>豊浦町</td><td>新山梨、新富、美和</td></tr> <tr> <td></td><td>壮瞥町</td><td>蟠溪</td></tr> <tr> <td></td><td>洞爺湖町</td><td>香川、成香、大原</td></tr> </table> ○ へき地診療所、過疎地域等特定診療所は、一定の区域内に医療機関がない地域における医療を確保することを目的として、道、市町村、公的医療機関等により設置・運営されており、西胆振では、へき地診療所として豊浦町国民健康保険病院附属礼文華診療所と社会医療法人慈恵会洞爺湖温泉診療所が、過疎地域等特定診療所として壮瞥歯科診療所と洞爺歯科診療所があります。 ^{*1} 無医地区等調査及び無歯科医地区等調査 ^{*2} 伊達市では、上野に隣接する本町に、平成23年9月歯科診療所が開設している。	区分	市町	地区	無医地区	豊浦町	山梨、大和		洞爺湖町	香川、成香、大原	無医地区に準ずる地区	伊達市	上野、円山、昭園、愛地		豊浦町	新山梨、新富、美和		壮瞥町	蟠溪	区分	市町	地区	無歯科医地区	伊達市	円山		豊浦町	山梨、大和	無歯科医地区に準ずる地区	伊達市	上野、昭園、愛地 ^{*2}		豊浦町	新山梨、新富、美和		壮瞥町	蟠溪		洞爺湖町	香川、成香、大原	● 一部文言削除・修正 ● 直近の数値に修正 ● 無医地区、無医地区に準ずる地区の一部修正 ● 無歯科医地区、無歯科医地区に準ずる地区の一部修正 ● 文言一部修正
区分	市町	地区																																																																											
無医地区	豊浦町	大和																																																																											
	洞爺湖町	香川、成香、大原																																																																											
無医地区に準ずる地区	伊達市	上野、円山、昭園、愛地																																																																											
	豊浦町	新山梨、新富、美和、山梨																																																																											
	壮瞥町	蟠溪																																																																											
区分	市町	地区																																																																											
無歯科医地区	豊浦町	大和																																																																											
無歯科医地区に準ずる地区	伊達市	上野、昭園、愛地、円山																																																																											
	豊浦町	新山梨、新富、美和、山梨																																																																											
	壮瞥町	蟠溪																																																																											
	洞爺湖町	香川、成香、大原																																																																											
区分	市町	地区																																																																											
無医地区	豊浦町	山梨、大和																																																																											
	洞爺湖町	香川、成香、大原																																																																											
無医地区に準ずる地区	伊達市	上野、円山、昭園、愛地																																																																											
	豊浦町	新山梨、新富、美和																																																																											
	壮瞥町	蟠溪																																																																											
区分	市町	地区																																																																											
無歯科医地区	伊達市	円山																																																																											
	豊浦町	山梨、大和																																																																											
無歯科医地区に準ずる地区	伊達市	上野、昭園、愛地 ^{*2}																																																																											
	豊浦町	新山梨、新富、美和																																																																											
	壮瞥町	蟠溪																																																																											
	洞爺湖町	香川、成香、大原																																																																											

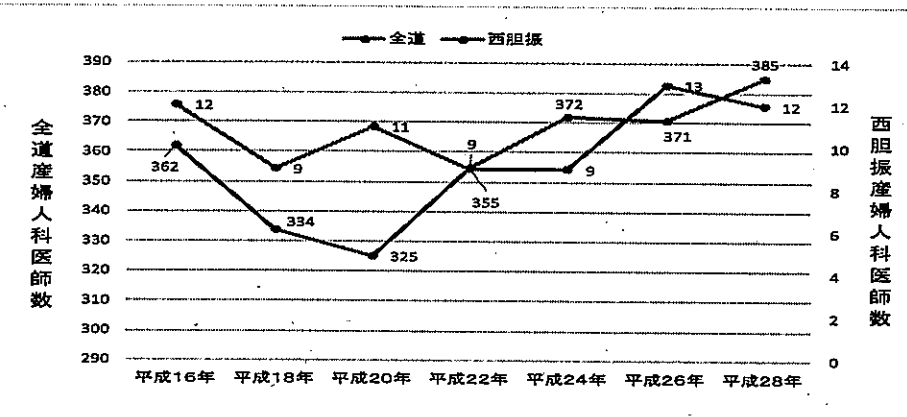
新 (H30西胆振地域推進方針)	旧 (H25西胆振地域推進方針)	理由
【へき地診療所の設置基準】 ○へき地診療所を設置しようとする場所を中心として、おおむね半径4kmの区域内に他の医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要するものであること。 ○医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること 【過疎地域等特定診療所の定義】 ○当該市町村に眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療機能を有する医療機関がなく、当該診療科の医療の確保が極めて困難な過疎地域等において、特定の診療科(眼科、耳鼻いんこう科、歯科)の医療を確保することを目的として都道府県又は市町村が設置した診療所 ○ 道内25か所の地域センター病院のうち、19病院が「へき地医療拠点病院」として指定されています。 ○ 西胆振では、総合病院伊達赤十字病院がへき地医療拠点病院に指定され、無医地区の巡回診療等を実施しています。 ○ 西胆振では、地域医療の充実・確保に向けた医師派遣について、道地域医師連携支援センターと連携して、自治体病院等への医師派遣を実施しております。 ○ また、北海道地域医療振興財団による常勤医師の紹介・斡旋や代診医等の派遣を行うドクターバンク事業等も活用しております。	【へき地診療所の設置基準】 ○へき地診療所を設置しようとする場所を中心として、おおむね半径4kmの区域内に他の医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要するものであること。 ○医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること 【過疎地域等特定診療所の定義】 ○特定診療所(眼科、耳鼻いんこう科、歯科)機能を有する医療機関がない市町村で、当該地域住民の特定診療科の医療を確保することを目的とした診療所 ○ 道では、第一次から第三次に至る医療圏において、よりきめ細かな保健医療サービスの提供を図るため、その中核となる地方センター病院と地域センター病院の整備を進めてきました。 ○ 平成15年4月に25か所の地域センター病院のうち、19病院を「へき地医療拠点病院」として指定しています。 ○ 西胆振では、市立室蘭総合病院と総合病院伊達赤十字病院が地域センター病院として指定されているほか、総合病院伊達赤十字病院がへき地医療拠点病院に指定され無医地区の巡回診療等を実施しています。 【へき地医療拠点病院の主な事業内容】 ① へき地診療所等からの患者受け入れ より高度な医療を必要とするなどの理由で、へき地診療所などの地域の医療機関から紹介された患者を受け入れ必要 な診療を行っています。 ② 医師等の派遣 へき地診療所など地域の医療機関からの要請に応じ、医師等の医療従事者の派遣を行っています。 ③ 巡回診療の実施 地域の実情に応じ、無医地区等への巡回診療を実施しています。 ④ 医療機器等の共同利用、開放型病床の運営 地域の医療機関と連携して医療を提供するため、医療機器等の共同利用、開放型病床の運営を行っています。 ⑤ 研修会、症例検討会の開催 地域の医療従事者を対象として、研修会、症例検討会等を開催しています。 ○ 第9次へき地保健医療計画(平成13年度～17年度)において、へき地診療所等からの代診医の派遣要請等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施するため、都道府県単位でへき地医療支援機構を設置することとされました。 ○ 道では、平成14年度に北海道地域医療振興財団に委託し、「北海道へき地医療支援機構」を設置しましたが、平成18年度からはこの支援機構を北海道の直営としています。 【へき地医療支援機構の主な役割】 ○ へき地診療所等への代診医を含む医師の派遣調整 ○ 無医地区等への巡回診療の実施に関する調整 ○ へき地医療従事者に対する研修計画、プログラムの作成 ○ へき地医療拠点病院の活動評価等 ○ 北海道における地域医療の充実・確保に向け、医療派遣を巡る諸課題への対応策について検討・協議を行い、具体的な取り組みを推進するため、三医大、市町村、北海道医師会、地域の医療機関などを構成員として、平成16年5月に北海道医療対策協議会を設置し、市町村立病院等への医師派遣調整を実施しています。 ○ 北海道地域医療振興財団は、本道の各地域の医療機関における医師の充足と医療機能の強化を促進し、もって地域医療の充実を図り、道民の福祉の向上に資することを目的として、北海道、市町村、北海道医師会、北海道歯科医師会等が参画して昭和60年に設立され、常勤医師の紹介・斡旋や代診医等の派遣を行うドクターバンク推進事業等を行っています。	● 文言削除・一部修正 ● 文言削除 ● 文言一部修正 ● 文言一部修正

新 (H30西胆振地域推進方針)	旧 (H25西胆振地域推進方針)																																													
2 課題 (へき地における保健指導) ○ 無医地区等住民の健康の保持・増進を図るため、住民の保健衛生状態を十分把握し、実情に応じた保健指導を行う必要があります。 (へき地における診療の機能) ○ へき地診療所において住民に身近な医療を確保する必要があります。 ○ へき地診療所、へき地医療拠点病院等の連携により、初期救急医療及び入院を要する救急医療に適切に対応できる体制の充実を図る必要があります。 ○ へき地診療所等における診療の結果により、専門的な医療や高度な医療を要するとされた場合、病状や緊急性に応じ適切な医療機関へ紹介・搬送する体制を確保する必要があります。 (へき地の診療を支援する医療の機能) ○ へき地診療所等への医師派遣が行えるよう、へき地の診療を支援する医療機関等における医師を確保する必要があります。 ○ 医療機関への通院が困難な住民に対し、通院のための交通手段を確保する必要があります。 ○ 通信技術を応用した画像診断など、遠隔医療の実施に必要な機器等の整備に対し支援を行い、医療機関のICT活用を推進する必要があります。 ○ へき地等の医療機関に従事する医療スタッフの支援、へき地医療提供体制の確保に向けた支援等を行う必要があります。 3 必要な医療機能 (へき地における保健指導の機能) ○ 無医地区等において、保健指導を提供することが必要です。 (へき地における診療の機能) ○ 無医地区等において、地域住民の医療を確保することが必要です。 ○ 24時間365日対応できる体制を整備することが必要です。 ○ 専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制を整備することが必要です。 (へき地の診療を支援する医療の機能) ○ 診療支援機能の向上を図ることが必要です。 4 数値目標等 <table><tr><th>指標名(単位)</th><th>北海道 現状値</th><th>北海道 目標値 (H35)</th><th>目標値の考え方</th><th>西胆振 現状値</th><th>西胆振 目標値</th><th>現状値の出典(年次)</th></tr><tr><td>へき地診療所(か所)</td><td>93</td><td>98</td><td>現状より増加</td><td>3</td><td>4</td><td rowspan="3">へき地医療現況調査 [厚生労働省](平成29年 1月現在)</td></tr><tr><td>巡回診療、医師派遣、代診医派遣のいずれかを 実施するへき医療拠点病院数(か所)</td><td>9</td><td>19</td><td>現状維持</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>遠隔診療等ICTを活用した診療支援を実施する へき地医療拠点病院数(か所)</td><td>3</td><td>19</td><td>現状より増加</td><td>0</td><td>1</td></tr></table> 5 数値目標等を達成するために必要な施策 ○ 関係機関相互の連携により、適切な保健及び医療サービスが継続して実施される体制の維持・構築に努めます。 (へき地における保健指導) 市町やへき地診療所等との連携により、住民の保健衛生状態を十分把握し、計画的に地区の実情に即した保健指導に努めます。	指標名(単位)	北海道 現状値	北海道 目標値 (H35)	目標値の考え方	西胆振 現状値	西胆振 目標値	現状値の出典(年次)	へき地診療所(か所)	93	98	現状より増加	3	4	へき地医療現況調査 [厚生労働省](平成29年 1月現在)	巡回診療、医師派遣、代診医派遣のいずれかを 実施するへき医療拠点病院数(か所)	9	19	現状維持	1	1	遠隔診療等ICTを活用した診療支援を実施する へき地医療拠点病院数(か所)	3	19	現状より増加	0	1	2 課題 (へき地における保健指導) 無医地区等住民の健康の保持・増進を図るため、住民の保健衛生状態を十分把握し、実情に応じた保健指導を行う必要があります。 (へき地における診療の機能) ○ へき地診療所において住民に身近な医療を確保する必要があります。 ○ へき地診療所、へき地医療拠点病院等の連携により、初期救急医療及び入院を要する救急医療に適切に対応できる体制の充実を図る必要があります。 ○ へき地診療所等における診療の結果により、専門的な医療や高度な医療を要するとされた場合、病状や緊急性に応じ適切な医療機関へ紹介・搬送する体制を確保する必要があります。 (へき地の診療を支援する医療の機能) ○ へき地診療所等への医師派遣が行えるよう、へき地の診療を支援する医療機関等における医師を確保する必要があります。 ○ 医療機関への通院が困難な住民に対し、通院のための交通手段を確保する必要があります。 ○ 通信技術を応用した画像診断など、遠隔医療の実施に必要なコンピュータ機器等の整備に対し支援を行い、医療機関のIT活用を推進する必要があります。 3 必要な医療機能 (へき地における保健指導の機能) 無医地区等において、保健指導を提供することが必要です。 (へき地における診療の機能) ○ 無医地区等において、地域住民の医療を確保することが必要です。 ○ 24時間365日対応できる体制を整備することが必要です。 ○ 専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制を整備することが必要です。 (へき地の診療を支援する医療の機能) 診療支援機能の向上を図ることが必要です。 4 数値目標等 <table><tr><th>指標名(単位)</th><th>北海道 現状値</th><th>北海道 目標値</th><th>西胆振 現状値</th><th>西胆振 目標値</th><th>現状値の出典</th></tr><tr><td>無医地区数(地区)</td><td>101</td><td>100</td><td>5</td><td>現状値より減少</td><td>平成21年度無医地区等調査</td></tr><tr><td>へき地医療拠点病院(か所)</td><td>19</td><td>19</td><td>1</td><td>1</td><td>平成23年度へき地医療現況調査</td></tr></table> 5 数値目標等を達成するために必要な施策 関係機関相互の連携により、適切な保健及び医療サービスが継続して実施される体制の維持・構築に努めます。 (へき地における保健指導) 市町やへき地診療所等との連携のもとに、住民の保健衛生状態を十分把握し、計画的に地区の実情に即した保健指導を行います。	指標名(単位)	北海道 現状値	北海道 目標値	西胆振 現状値	西胆振 目標値	現状値の出典	無医地区数(地区)	101	100	5	現状値より減少	平成21年度無医地区等調査	へき地医療拠点病院(か所)	19	19	1	1	平成23年度へき地医療現況調査	● 文言一部削除・修正・追加 ● 道計画の目標数値等に合わせて修正 ● 文言の一部修正
指標名(単位)	北海道 現状値	北海道 目標値 (H35)	目標値の考え方	西胆振 現状値	西胆振 目標値	現状値の出典(年次)																																								
へき地診療所(か所)	93	98	現状より増加	3	4	へき地医療現況調査 [厚生労働省](平成29年 1月現在)																																								
巡回診療、医師派遣、代診医派遣のいずれかを 実施するへき医療拠点病院数(か所)	9	19	現状維持	1	1																																									
遠隔診療等ICTを活用した診療支援を実施する へき地医療拠点病院数(か所)	3	19	現状より増加	0	1																																									
指標名(単位)	北海道 現状値	北海道 目標値	西胆振 現状値	西胆振 目標値	現状値の出典																																									
無医地区数(地区)	101	100	5	現状値より減少	平成21年度無医地区等調査																																									
へき地医療拠点病院(か所)	19	19	1	1	平成23年度へき地医療現況調査																																									

新 (H30西胆振地域推進方針)	旧 (H25西胆振地域推進方針)																																																																					
(へき地における診療の機能) ○へき地診療所等の施設・設備の整備費や運営費に対して支援します。 ○幅広い診療に対応出来る総合診療医の確保・活用に取り組むと共に、自治医科大学卒業医師や地域枠医師の配置、北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業等により、常勤医、代診医の確保を図ります。 ○へき地医療拠点病院等が行う研修等を通じ、へき地診療所とへき地医療拠点病院の間の連携を強化します。 (へき地の診療を支援する医療の機能) ○市町が患者輸送車等を整備する事業に対して支援し、搬送体制の整備に取り組みます。 ○北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業や特定非営利活動法人北海道病院協会と連携して実施する緊急臨時的医師派遣事業、幅広い診療能力を有し、総合的な診療に対応できる総合内科医の養成に取り組む医療機関への支援等により、へき地の診療を支援する医師の確保を図ります。 ○休日・夜間当番医などの情報を提供する救急医療情報システムや小児電話相談事業の普及・啓発を図ります。 6 医療機関等の具体的名称 へき地医療拠点病院、へき地診療所等 【へき地診療所】 <table><tr><th>第三次医療圏</th><th>第二次医療圏</th><th>市町</th><th>医療機関名</th></tr><tr><td rowspan="3">道央</td><td rowspan="3">西胆振</td><td>豊浦町</td><td>豊浦町国民健康保険病院附属社文庫診療所</td></tr><tr><td>豊浦町</td><td>豊浦町国民健康保険病院附属大岸診療所</td></tr><tr><td>洞爺湖町</td><td>社会医療法人慈恵会洞爺湖温泉診療所(平成23年5月設置)</td></tr></table> 【過疎地域等特定診療所】 <table><tr><th>第三次医療圏</th><th>第二次医療圏</th><th>市町</th><th>医療機関名</th></tr><tr><td rowspan="2">道央</td><td rowspan="2">西胆振</td><td>壮瞥町</td><td>壮瞥歯科診療所</td></tr><tr><td>洞爺湖町</td><td>洞爺歯科診療所</td></tr></table> 【へき地医療拠点病院】 <table><tr><th>第三次医療圏</th><th>第二次医療圏</th><th>医療機関名</th><th>指定年月日</th></tr><tr><td>道央</td><td>西胆振</td><td>総合病院伊達赤十字病院</td><td>平成15年4月</td></tr></table> 7 歯科医療機関(病院歯科、歯科診療所)の役割 歯科医師の確保が困難な、へき地における歯科保健医療サービスの確保に努めます。 8 薬局の役割 西胆振では、薬局が無い豊浦町及び壮瞥町における医薬品や医療・衛生材料等の提供体制を確保するため、近隣市町の薬局による服薬指導などに努めます。 9 訪問看護ステーションの役割 医療資源に限られるへき地において、地域の特性や生活状況を踏まえた適切なケア が提供されるよう努めます。	第三次医療圏	第二次医療圏	市町	医療機関名	道央	西胆振	豊浦町	豊浦町国民健康保険病院附属社文庫診療所	豊浦町	豊浦町国民健康保険病院附属大岸診療所	洞爺湖町	社会医療法人慈恵会洞爺湖温泉診療所(平成23年5月設置)	第三次医療圏	第二次医療圏	市町	医療機関名	道央	西胆振	壮瞥町	壮瞥歯科診療所	洞爺湖町	洞爺歯科診療所	第三次医療圏	第二次医療圏	医療機関名	指定年月日	道央	西胆振	総合病院伊達赤十字病院	平成15年4月	(へき地における診療の機能) ○へき地診療所等の施設・設備の整備費や運営費に対して支援します。 ○総合内科医養成研修センター運営事業の推進、奨学金制度の活用、自治医科大学卒業医師の派遣、北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業等により、常勤医、代診医の確保を図ります。 ○へき地医療拠点病院等が行う研修等を通じ、へき地診療所とへき地医療拠点病院の間の連携を強化します。 (へき地の診療を支援する医療の機能) ○市町が患者輸送車等を整備する事業に対して支援し、搬送体制の整備に取り組みます。 ○北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業や特定非営利活動法人北海道病院協会と連携して実施する緊急臨時的医師派遣事業、幅広い診療能力を有し、総合的な診療に対応できる総合内科医の養成に取り組む医療機関への支援等により、へき地の診療を支援する医師の確保を図ります。 6 医療機関等の具体的名称 へき地医療拠点病院、へき地診療所等 【へき地診療所】 <table><tr><th>第三次医療圏</th><th>第二次医療圏</th><th>市町</th><th>医療機関名</th></tr><tr><td rowspan="3">道央</td><td rowspan="3">西胆振</td><td>豊浦町</td><td>豊浦町国民健康保険病院附属社文庫診療所</td></tr><tr><td>洞爺湖町</td><td>社会医療法人慈恵会洞爺湖温泉診療所(平成23年5月設置)</td></tr></table> 【過疎地域等特定診療所】 <table><tr><th>第三次医療圏</th><th>第二次医療圏</th><th>市町</th><th>医療機関名</th></tr><tr><td rowspan="2">道央</td><td rowspan="2">西胆振</td><td>壮瞥町</td><td>壮瞥歯科診療所</td></tr><tr><td>洞爺湖町</td><td>洞爺歯科診療所</td></tr></table> 【地域センター病院】 <table><tr><th>第三次医療圏</th><th>第二次医療圏</th><th>医療機関名</th><th>指定年月日</th></tr><tr><td rowspan="2">道央</td><td rowspan="2">西胆振</td><td>市立室蘭総合病院</td><td>昭和58年2月</td></tr><tr><td>総合病院伊達赤十字病院</td><td>平成元年12月</td></tr></table> 【へき地医療拠点病院】 <table><tr><th>第三次医療圏</th><th>第二次医療圏</th><th>医療機関名</th><th>指定年月日</th></tr><tr><td>道央</td><td>西胆振</td><td>総合病院伊達赤十字病院</td><td>平成15年4月</td></tr></table> 7 歯科医療機関(病院歯科、歯科診療所)の役割 歯科医師の確保が困難な、へき地における歯科保健医療サービスの確保に努めます。 8 薬局の役割 当圏域には無薬局市町は無く、へき地への医薬品や医療・衛生材料等の供給は、要望に応じて市街地等の薬局からなされていますが、今後とも、供給体制を維持するため、薬局間の連携による在宅医療などの活動を推進します。	第三次医療圏	第二次医療圏	市町	医療機関名	道央	西胆振	豊浦町	豊浦町国民健康保険病院附属社文庫診療所	洞爺湖町	社会医療法人慈恵会洞爺湖温泉診療所(平成23年5月設置)	第三次医療圏	第二次医療圏	市町	医療機関名	道央	西胆振	壮瞥町	壮瞥歯科診療所	洞爺湖町	洞爺歯科診療所	第三次医療圏	第二次医療圏	医療機関名	指定年月日	道央	西胆振	市立室蘭総合病院	昭和58年2月	総合病院伊達赤十字病院	平成元年12月	第三次医療圏	第二次医療圏	医療機関名	指定年月日	道央	西胆振	総合病院伊達赤十字病院	平成15年4月	● 文言一部修正 ● 休日・時間外の活用ツールとして重要であるため記載 ● 訪問看護ステーションの役割追加に伴う記載
第三次医療圏	第二次医療圏	市町	医療機関名																																																																			
道央	西胆振	豊浦町	豊浦町国民健康保険病院附属社文庫診療所																																																																			
		豊浦町	豊浦町国民健康保険病院附属大岸診療所																																																																			
		洞爺湖町	社会医療法人慈恵会洞爺湖温泉診療所(平成23年5月設置)																																																																			
第三次医療圏	第二次医療圏	市町	医療機関名																																																																			
道央	西胆振	壮瞥町	壮瞥歯科診療所																																																																			
		洞爺湖町	洞爺歯科診療所																																																																			
第三次医療圏	第二次医療圏	医療機関名	指定年月日																																																																			
道央	西胆振	総合病院伊達赤十字病院	平成15年4月																																																																			
第三次医療圏	第二次医療圏	市町	医療機関名																																																																			
道央	西胆振	豊浦町	豊浦町国民健康保険病院附属社文庫診療所																																																																			
		洞爺湖町	社会医療法人慈恵会洞爺湖温泉診療所(平成23年5月設置)																																																																			
		第三次医療圏	第二次医療圏	市町	医療機関名																																																																	
道央	西胆振	壮瞥町	壮瞥歯科診療所																																																																			
		洞爺湖町	洞爺歯科診療所																																																																			
第三次医療圏	第二次医療圏	医療機関名	指定年月日																																																																			
道央	西胆振	市立室蘭総合病院	昭和58年2月																																																																			
		総合病院伊達赤十字病院	平成元年12月																																																																			
第三次医療圏	第二次医療圏	医療機関名	指定年月日																																																																			
道央	西胆振	総合病院伊達赤十字病院	平成15年4月																																																																			

北海道医療計画西胆振地域推進方針新旧対照表

新 (H30西胆振地域推進方針)	旧 (H25西胆振地域推進方針)	理由																																																																																							
第9節 周産期医療体制 1 現 状 ○ 北海道の出生数は、平成17年には4万1,420人でしたが、平成27年には3万6,695人となり、全ての第二次医療圏で減少し、全体では約11.4%の減少となっています。 ○ また、低体重児（2,500g未満）の出生割合は、平成2年に6.9%、平成12年に9.1%、平成22年には9.8%と、増加した後は横ばいで、平成27年には9.3%となっています。 ○ 西胆振の出生数は、平成17年には1,381人、平成27年には1,118人と約19.0%減少しています。*1 ○ 西胆振の低出生体重児（2,500g未満）の出生割合は、平成2年に6.9%平成12年に10.4%、平成22年に10.1%と、平成27年10.4%と全道よりも高い水準でここ数年横ばい傾向を示しています。*1 【全道及び西胆振の各年出生数及び低体重児出生割合】 <table><tr><th rowspan="2">年</th><th colspan="3">全道</th><th colspan="3">西胆振</th></tr><tr><th>出生数</th><th>低体重児 (2500g未満)</th><th>低体重児 割合(%)</th><th>出生数</th><th>低体重児 (2500g未満)</th><th>低体重児 割合(%)</th></tr><tr><td>平成20年</td><td>41,074</td><td>3,925</td><td>9.6</td><td>1,345</td><td>132</td><td>9.8</td></tr><tr><td>平成21年</td><td>40,165</td><td>3,670</td><td>9.1</td><td>1,320</td><td>127</td><td>9.6</td></tr><tr><td>平成22年</td><td>40,158</td><td>3,934</td><td>9.8</td><td>1,334</td><td>136</td><td>10.2</td></tr><tr><td>平成23年</td><td>39,292</td><td>3,804</td><td>9.7</td><td>1,266</td><td>133</td><td>10.5</td></tr><tr><td>平成24年</td><td>38,686</td><td>3,764</td><td>9.7</td><td>1,302</td><td>143</td><td>11.0</td></tr><tr><td>平成25年</td><td>38,190</td><td>3,722</td><td>9.7</td><td>1,190</td><td>128</td><td>10.8</td></tr><tr><td>平成26年</td><td>37,058</td><td>3,598</td><td>9.7</td><td>1,132</td><td>119</td><td>10.5</td></tr><tr><td>平成27年</td><td>36,695</td><td>3,425</td><td>9.3</td><td>1,118</td><td>117</td><td>10.5</td></tr></table> ○ 道では、平成23年に「北海道周産期医療体制整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定し、第三次医療圏ごとに総合周産期母子医療センターを6か所、第二次医療圏に地域周産期母子医療センターを30か所認定し、整備計画を推進してきたところです。 ○ 西胆振では、日鋼記念病院が地域周産期母子医療センターとして認定されています。 【周産期母子センターの整備状況】 <table><tr><th>区 分</th><th>主な機能</th><th>現状と課題</th></tr><tr><td>総合周産期母子医療センター</td><td>母体又は児におけるリスクの高い妊婦に対する医療、高度な新生児医療等の提供</td><td>・第三次医療圏ごとに原則1か所 ・認定した6か所のうち、国の要件を満たす「指定」*2は4か所</td></tr><tr><td>地域周産期母子医療センター</td><td>周産期に係る比較的高度な医療の提供</td><td>・第二次医療圏に28か所 (うち分娩休止:3か所)</td></tr></table> ○ 西胆振では、平成28年10月で産科、産婦人科を標ぼうする医療機関は4か所あり、このうち分娩を実施しているのは3か所となっております。	年	全道			西胆振			出生数	低体重児 (2500g未満)	低体重児 割合(%)	出生数	低体重児 (2500g未満)	低体重児 割合(%)	平成20年	41,074	3,925	9.6	1,345	132	9.8	平成21年	40,165	3,670	9.1	1,320	127	9.6	平成22年	40,158	3,934	9.8	1,334	136	10.2	平成23年	39,292	3,804	9.7	1,266	133	10.5	平成24年	38,686	3,764	9.7	1,302	143	11.0	平成25年	38,190	3,722	9.7	1,190	128	10.8	平成26年	37,058	3,598	9.7	1,132	119	10.5	平成27年	36,695	3,425	9.3	1,118	117	10.5	区 分	主な機能	現状と課題	総合周産期母子医療センター	母体又は児におけるリスクの高い妊婦に対する医療、高度な新生児医療等の提供	・第三次医療圏ごとに原則1か所 ・認定した6か所のうち、国の要件を満たす「指定」*2は4か所	地域周産期母子医療センター	周産期に係る比較的高度な医療の提供	・第二次医療圏に28か所 (うち分娩休止:3か所)	第9節 周産期医療体制 1 現 状 ○ 北海道の出生数は、昭和63年には5万9,211人、平成10年には4万9,065人、平成23年には3万9,292人と、年々減少しています。 ○ 低出生体重児（2,500g未満）の出生割合は、昭和63年に6.0%、平成10年に8.7%、平成22年には9.8%と、増加傾向を示しています。 ○ 西胆振の出生数は、昭和63年には2,140人、平成10年には1,627人、平成23年には1,266人と全道と同様に年々減少しています。*1 ○ 西胆振の低出生体重児の出生割合は、昭和63年に6.0%、平成10年に10.0%、平成22年に10.2%と、全道よりも高い水準で増加傾向を示しています。*1 ○ 道では、平成13年に「北海道周産期医療システム整備計画」を策定し、平成19年12月に見直しましたが、近年の周産期医療を取り巻く環境の変化に対応するため、平成23年に「北海道周産期医療体制整備計画」を策定し、第三次医療圏ごとに総合周産期母子医療センター（以下「総合周産期センター」という。）をか6所、第二次医療圏に地域周産期母子医療センター（以下「地域周産期センター」という。）を28か所認定し、整備を推進してきたところです。 ○ 西胆振では、日鋼記念病院が地域周産期センターとして認定されています。 【周産期センターの整備状況】 <table><tr><th>区分</th><th>主な機能</th><th>現状と課題</th></tr><tr><td>総合周産期センター</td><td>母体又は児におけるリスクの高い妊婦に対する医療、高度な新生児医療等の提供</td><td>・第三次医療圏ごとに原則1か所 ・認定した6か所のうち、国要件を満たす「指定」*2は4か所</td></tr><tr><td>地域周産期センター</td><td>周産期に係る比較的高度な医療の提供</td><td>・第二次医療圏に30か所 (うち分娩休止:3か所)</td></tr></table> ○ 西胆振では、平成24年10月で産科、産婦人科を標ぼうする医療機関は5か所あり、このうち分娩を実施しているのは3か所あります。 ○ 本道では全国平均を上回る速さで産婦人科医師が減少しており、西胆振においても地域周産期センターが一時休止となるなど、産科医療の確保が困難な状況がありました。	区分	主な機能	現状と課題	総合周産期センター	母体又は児におけるリスクの高い妊婦に対する医療、高度な新生児医療等の提供	・第三次医療圏ごとに原則1か所 ・認定した6か所のうち、国要件を満たす「指定」*2は4か所	地域周産期センター	周産期に係る比較的高度な医療の提供	・第二次医療圏に30か所 (うち分娩休止:3か所)	● 出生数全体及び低体重児出生数の直近数値を記載 ● 各年の全道及び西胆振の出生全数及び低体重児出生割合を表に示す ● 文言の削除及び修正 ● 文言修正（正名称として「母子」を追加） ● 文言修正（表内も正名称として「母子」を追加） ● 西胆振地域の周産期医療状況の修正及び一部文言の削除
年		全道			西胆振																																																																																				
	出生数	低体重児 (2500g未満)	低体重児 割合(%)	出生数	低体重児 (2500g未満)	低体重児 割合(%)																																																																																			
平成20年	41,074	3,925	9.6	1,345	132	9.8																																																																																			
平成21年	40,165	3,670	9.1	1,320	127	9.6																																																																																			
平成22年	40,158	3,934	9.8	1,334	136	10.2																																																																																			
平成23年	39,292	3,804	9.7	1,266	133	10.5																																																																																			
平成24年	38,686	3,764	9.7	1,302	143	11.0																																																																																			
平成25年	38,190	3,722	9.7	1,190	128	10.8																																																																																			
平成26年	37,058	3,598	9.7	1,132	119	10.5																																																																																			
平成27年	36,695	3,425	9.3	1,118	117	10.5																																																																																			
区 分	主な機能	現状と課題																																																																																							
総合周産期母子医療センター	母体又は児におけるリスクの高い妊婦に対する医療、高度な新生児医療等の提供	・第三次医療圏ごとに原則1か所 ・認定した6か所のうち、国の要件を満たす「指定」*2は4か所																																																																																							
地域周産期母子医療センター	周産期に係る比較的高度な医療の提供	・第二次医療圏に28か所 (うち分娩休止:3か所)																																																																																							
区分	主な機能	現状と課題																																																																																							
総合周産期センター	母体又は児におけるリスクの高い妊婦に対する医療、高度な新生児医療等の提供	・第三次医療圏ごとに原則1か所 ・認定した6か所のうち、国要件を満たす「指定」*2は4か所																																																																																							
地域周産期センター	周産期に係る比較的高度な医療の提供	・第二次医療圏に30か所 (うち分娩休止:3か所)																																																																																							

新 (H30西胆振地域推進方針)	旧 (H25西胆振地域推進方針)	理由								
○ 西胆振の産婦人科医師数は、平成20年末には9人となっていました が、平成28年末現在12人となっています。 ○ また、平成28年末に西胆振で就業している助産師は49人となっ ており、そのうち医療機関において45人(91.8%)、助産所において2人 (4.1%)が就業しています。*1  ※【医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）】 ○ 道では、平成13年度から北海道周産期救急情報システムにより、総 合周産期センターなどにおける妊産婦や新生児の受入情報を各医療機関 や消防機関等へ提供しています。 ○ 平成21年度から開始した周産期救急搬送コーディネーター事業では、 前述のシステムの日々の情報更新、患者を搬送する際の医療機関、消防 機関との連絡調整、妊産婦等からの病状や受診医療機関等についての電 話相談を行っています。 <table><tr><td>電話番号</td><td>011-622-3299(さんぶきゅうきゅう)</td></tr><tr><td>受付時間</td><td>19時00分～翌朝7時00分(年中)</td></tr></table> ○ 総合周産期母子医療センター等では対応が難しいハイリスクの胎児や 新生児に対応するため、「特定機能周産期母子医療センター」として北 海道立子ども総合医療・療育センター(コドモックル)を整備しており、 管内医療機関との連携を図っています。 ○ 西胆振では現在、地域周産期母子医療センターである日鋼記念病院に 助産師外来が設置されています。*2	電話番号	011-622-3299(さんぶきゅうきゅう)	受付時間	19時00分～翌朝7時00分(年中)	○ 西胆振の常勤の産婦人科医師数は、平成19年12月には6人となっ ていましたが、平成24年末現在8人となっています。*1 ○ 平成24年末に西胆振で就業している助産師は51人となっており、そ のうち医療機関において49人(96.1%)、助産所において2人(3.9%) が就業しています。*2 ○ 道では、平成13年度から北海道周産期救急情報システムにより、総 合周産期センターなどにおける妊産婦や新生児の受入情報を各医療機関 や消防機関等へ提供しています。 ○ 平成21年度から開始した周産期救急搬送コーディネーター事業では、 前述のシステムの日々の情報更新、患者を搬送する際の医療機関、消防 機関との連絡調整、妊産婦等からの病状や受診医療機関等についての電 話相談を行っています。 <table><tr><td>電話番号</td><td>011-622-3299(さんぶきゅうきゅう)</td></tr><tr><td>受付時間</td><td>19時00分～翌朝7時00分(年中)</td></tr></table> ○ 総合周産期センターでは対応が難しいハイリスクの胎児や新生児に対 応するため、平成19年9月に開設した北海道立子ども総合医療・療育センタ ー(コドモックル)を「特定機能周産期母子医療センター」として位置づ け、搬送患者の受け入れや全道の医療従事者等を対象とした研修会の開催 などを行っています。	電話番号	011-622-3299(さんぶきゅうきゅう)	受付時間	19時00分～翌朝7時00分(年中)	● 直近の数値に修正 ● 各年の全道及び西胆振の産婦人科医師数をグラフ化 ● 文言一部修正（正名称として「母子」を追加等） ● 助産師外来の状況追加
電話番号	011-622-3299(さんぶきゅうきゅう)									
受付時間	19時00分～翌朝7時00分(年中)									
電話番号	011-622-3299(さんぶきゅうきゅう)									
受付時間	19時00分～翌朝7時00分(年中)									
*1 平成28年看護師等業務従事者届 *2 助産師外来：助産師が医師と役割分担しながら自律して、妊産婦やその家族の意向を尊重しながら、健診や保健指導を行うもの	*1 医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省） *2 平成24年看護師等業務従事者届									

新 (H30西胆振地域推進方針)	旧 (H25西胆振地域推進方針)	理由
2 課 題 (地域周産期センターにおける産婦人科医師の確保等) ○ 西胆振では、分娩が可能な医療機関数は3か所であり、現在の医療体制の維持と産婦人科医師の安定的確保が必要です。 (地域周産期センターのNICU等に長期入院している児童の療養・療育環境の充実) ○ 新生児集中治療管理室（以下「NICU」という。）等に長期入院している児童が、病状等に應じた望ましい環境で療養・療育されるよう、必要に応じて保健・医療・福祉サービスが相互に連携した支援体制をとる必要があります。 3 必要な医療機能 ○ 周産期医療体制の構築に当たっては、総合及び地域周産期センターを中心として、三育大学の協力を得ながら、医療機関間の連携を推進するとともに、これまでのハイリスク分娩等に対する取組以外にも、正常分娩等に対する安全な医療を提供するための体制の確保や、周産期医療関連施設を退院した障がい児等が生活の場で療養・療育できる体制の確保についても取り組むこととします。 (正常分娩等に対し安全な医療を提供するための、周産期医療関連施設間の連携) ○ 正常分娩(リスクの低い帝王切開術を含む。)や妊婦健診等を含めた分娩前後の診療を安全に実施可能な周産期医療関連施設間の連携体制の充実に取り組みます。 ○ ハイリスク分娩や急変時には地域周産期センター等へ迅速に搬送が可能な体制の構築に努めます。 (周産期の救急対応が24時間可能な体制) ○ 総合周産期センター、地域周産期センターを中心とした周産期医療体制による24時間対応可能な周産期の救急体制の確保に努めます。 (新生児医療の提供が可能な体制) ○ 新生児搬送や、NICU、NICUに併設された回復期治療室（以下「GCU」という。）及びNICU等の後方病室確保を含めた新生児医療の提供が可能な体制の構築に取り組みます。 (NICU等に入室している新生児の療養・療育支援が可能な体制) ○ 周産期医療関連施設を退院した障がい児等が生活の場で療養・療育できるよう、必要に応じて保健・医療・福祉サービスの相互連携による支援体制の充実に努めます。 (周産期における災害対策) ○ 災害時に周産期に係る適切な医療や物資が提供され、また、被災地からの搬送受け入れや診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築が必要です。	2 課 題 (産婦人科医師の確保等) 西胆振では、分娩が可能な医療機関数が5か所から3か所に減少していることから、現在の医療体制を維持とハイリスク分娩等に対応する地域周産期センターの機能確保のため、産婦人科医師の安定的確保が必要です。 (地域周産期センターのNICU等に長期入院している児童の療養・療育環境の充実) 新生児集中治療管理室（以下「NICU」という。）等に長期入院している児童が、病状等に應じた望ましい環境で療養・療育されるよう、必要に応じて保健・医療・福祉サービスが相互に連携した支援体制をとる必要があります。 3 必要な医療機能 ○ 個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれら医療機関相互の連携により、対応する分娩のリスクに応じた医療が提供される体制を構築する必要があります。 ○ 周産期医療体制の構築に当たっては、総合及び地域周産期センターを中心として、平成22年に国から示された整備指針に基づき、三育大学の協力を得ながら、医療機関間の連携を推進するとともに、これまでのハイリスク分娩等に対する取組以外にも、正常分娩等に対する安全な医療を提供するための体制の確保や、周産期医療関連施設を退院した障がい児等が生活の場で療養・療育できる体制の確保についても取り組むこととします。 (正常分娩等に対し安全な医療を提供するための、周産期医療関連施設間の連携) ○ 正常分娩(リスクの低い帝王切開術を含む。)や妊婦健診等を含めた分娩前後の診療を安全に実施可能な体制の構築に取り組みます。 ○ ハイリスク分娩や急変時には地域周産期センター等へ迅速に搬送が可能な体制の構築に努めます。 (周産期の救急対応が24時間可能な体制) 総合周産期センター、地域周産期センターを中心とした周産期医療体制による24時間対応可能な周産期の救急体制の確保に努めます。 (新生児医療の提供が可能な体制) 新生児搬送や、NICU、NICUに併設された回復期治療室（以下「GCU」という。）及びNICU等の後方病室確保を含めた新生児医療の提供が可能な体制の構築に取り組みます。 (NICU等に入室している新生児の療養・療育支援が可能な体制) 周産期医療関連施設を退院した障がい児等が生活の場で療養・療育できるよう、必要に応じて保健・医療・福祉サービスの相互連携による支援体制の充実に努めます。	● 文言の一部修正・削除 ● 文言の削除 ● 文言の一部修正 ● 文言の一部修正 ● 道計画に準じて周産期における災害対策を追加

新

(H30西胆振地域推進方針)

産科又は産婦人科を標ぼうする医療機関

●分娩実施中の医療機関

第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病院	有床診療所	無床診療所
道央	西胆振	室蘭	● 日鋼記念病院		
			● 社会医療法人製鉄記念室蘭病院		
			● 市立室蘭総合病院		
			● 総合病院伊達赤十字病院		

助産師外来・院内助産所開設医療機関

第三次医療圏	第二次医療圏	市町	医療機関名	助産師外来	院内助産所
道央	西胆振	室蘭市	日鋼記念病院	○	

7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

○ 妊娠は、ホルモン等の内分泌機能の生理的変化により、歯周病のリスクを高めることから、市町等と連携し、妊産婦に対して歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識や定期的に歯科医療機関を受診することの必要性を啓発するための機会の確保に努めます。

また、妊婦が歯科医療機関を受診した際は、妊娠週数に配慮し、適切な歯科医療の提供に努めます。

8 薬局の役割

○ 妊婦等が医薬品を適切かつ安全に使用できるよう、「かかりつけ薬局」の普及を図り、薬局において、薬学的管理（薬剤服用歴の管理、服薬状況や副作用の把握等）を行うとともに、妊婦等への適切な服薬指導などに努めます。

9 訪問看護ステーションの役割（長期療養児の退院支援）

○ 周産期医療関連施設を退院した障害児等が在宅で療養・療育できるよう医療機関などと連携し支援を行います。

旧

(H25西胆振地域推進方針)

産科又は産婦人科を標ぼうする医療機関

●分娩実施中の医療機関

第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病院	有床診療所	無床診療所
道央	西胆振	室蘭	● 日鋼記念病院	高砂産婦人科クリニック	
			● 社会医療法人製鉄記念室蘭病院		
			● 市立室蘭総合病院		
			● 総合病院伊達赤十字病院		

助産師外来・院内助産所開設医療機関

第三次医療圏	第二次医療圏	市町	医療機関名	診療所	助産師外来	院内助産所
道央	西胆振	室蘭市	日鋼記念病院		○	

7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

妊娠は、ホルモン等の内分泌機能の生理的変化により、歯周病のリスクを高めることから、妊婦が歯科医療機関を受診した際は、妊娠週数に配慮し、適切な歯科医療の提供に努めます。

8 薬局の役割

妊婦等が医薬品を適切かつ安全に使用できるよう、「かかりつけ薬局」の普及を図り、薬局において、薬学的管理（薬剤服用歴の管理、服薬状況や副作用の把握等）を行うとともに、妊婦等への適切な服薬指導などに努めます。

● 文言の一部修正

● 道計画に合わせて、訪問看護ステーションの役割を追加

新 (H30西胆振地域推進方針)	旧 (H25西胆振地域推進方針)	理由
周産期医療連携体制		● 周産期連携体制図を追加